

平成 2 4 年 度

財政援助団体監査報告書

(笛吹市文化協会)

笛吹市監査委員

1 監査の対象

笛吹市文化協会への補助金に係る出納その他の事務について監査を実施。

2 監査の範囲

笛吹市文化協会に対する平成22年度及び平成23年度に交付された補助金に係る出納及び事務の執行を対象とする。

3 監査の実施日

平成24年12月21日 午前10時から

4 監査の方法

監査の対象となった財政援助団体に係る下記項目について、笛吹市文化協会並びに教育委員会生涯学習課から提出された資料に基づき説明聴取を行った。

- ① 団体の概要
- ② 補助金等実績調書
- ③ 組織図及び名簿
- ④ 負担金補助金及び交付金支出(予定)状況調書
- ⑤ 団体の当年度事業計画書、予算書
- ⑥ 団体の前年度の決算書、財務諸表等
- ⑦ 決算に係わる監事等の監査報告書
- ⑧ 補助金交付要綱及び補助基準
- ⑨ 定款及び諸規程
- ⑩ 出納簿または財政援助団体支出状況調書
- ⑪ 担当課による検査結果報告

5 監査の着眼点

監査にあたり次の項目に着眼し監査を行った。

(1) 所属部局関係

- ・ 補助金等の財政援助の決定は法令等に適合しているか。
- ・ 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確であるか。また、公益上の必要性は十分であるか。
- ・ 補助金等に関する条件の内容は明確であるか。
- ・ 補助金等の算定、交付方法、時期、手続き等は適正であるか。
- ・ 補助金等の効果及び条件の履行の確認は実績報告書等によりなされているか。
- ・ 補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しの必要は無いのか。
- ・ 事業実績報告書の提出を受けたとき、関係書類等の審査及び必要に応じ現地

調査等を行い、その報告に係る事業の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査しているか。

(2) 団体関係

- ・ 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。
- ・ 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領等は適時適切に行われているか。
- ・ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果があげられているか。また、補助等対象事業以外に流用されていないか。
- ・ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また領収書等の証拠書類の整備、保管は適切か。
- ・ 補助金等に係わる収支の会計処理は適正か。
- ・ 会計処理上の責任体制は、確立されているか。
- ・ 精算報告は、適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の処理は適切か。

6 監査の結果

提出された書類により説明聴取等を行った結果、補助事業の執行については、補助金交付要綱の内容を十分理解をし、補助金の使途については適切に処理されていた。今後とも教育委員会生涯学習課と十分協議をして、規約に基づき、各地区の文化協会との連携を図り、文化活動を通じて市民文化の向上に資するため、積極的な対応を推進すること。

なお、監査において気がついた点を後述するので、今後適切な措置を講じられたい。

- ①通帳と印鑑については、万が一の事故等防ぐためにも、別途保管しておくこと。
- ②文化協会の高齢化が懸念されるが、文化・芸能・伝統などの部分で衰退することのないよう、今後も継続的に努力されたい。